

事務連絡  
令和6年9月30日

各私立幼稚園 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部私学振興課長  
( 公 印 省 略 )

令和7年度私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化  
事業費補助金に関する実施希望調査について（依頼）

標記補助金について、今年度から事業を開始しているところですが、来年度における各園の事業実施希望を確認するための調査を実施いたします。

令和7年度に実施を希望される園におかれましては、県事業概要等をご確認の上、回答票を作成し、下記期日までにご提出ください。

当回答票の集計結果をもって来年度予算額の参考にするため、**実施を希望される場合は必ず期限内に回答してください。**なお、本調査への回答は補助金の申請ではありませんのでご注意ください。

1 事業内容 県事業概要及びQ&Aのとおり。

2 提出期限 令和6年10月24日（木）

3 提出物 回答票【防犯対策】

4 提出先・提出方法

私学振興課 助成グループ 宛

電子メール [jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp)

※メールにて回答の場合、件名は「防犯対策実施希望調査（園名）」としてください。

F A X 0 4 5 - 2 1 0 - 8 8 3 9

5 留意事項

(1) 提出書類等の様式は県ホームページからダウンロード可能です。

【掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 私立学校防犯対策強化事業費補助金について > 令和7年度私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化事業費補助金に関する実施希望調査について

- (2) 本補助金は、令和7年度までの時限事業として実施予定です。実施希望がある園については来年度必ず応募してください。
- (3) 本補助事業の補助対象は、「外部からの侵入防止」の防犯対策のための施設整備事業です。園児の安全管理のためのカメラ設置等の防犯目的ではない施設整備事業は対象外です。
- (4) 防犯カメラ用のレコーダーや関連機器は建物に固着（一体化）する場合は対象ですが、一般的な設置方法では対象外のため、Q&Aをご確認ください。
- (5) 学校保健安全法第29条により作成することとなっている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を未作成の場合は必ず作成していただきます。（補助金の実績報告時に提出していただきます。）
- (6) 防犯対策に関して、文部科学省が定める「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」についての動画が作成されていますので、園の安全管理の参考にしてください。

URL <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-04/index.html>

問合せ先  
助成グループ 青木、羽田野  
電話 045-210-3774